

案件概要書

2013年12月24日

国際協力機構中南米部中米・カリブ課

1. 案件名（国名）

国名： ニカラグア共和国

案件名： マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画（The Project for Rehabilitation of Educational Facilities in the Madriz and Nueva Segovia Departments）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発実績（現状）と課題

ニカラグアでは、初等教育における純就学率が91.8%（ニカラグア教育省、2009年、以下同じ。）と比較的高い数字であるが、中等教育では44.7%と大幅に低くなっており、高い留年率や退学率が人的資源開発の大きな阻害要因となっている。また教育サービスに関し都市と農村部の地域間格差が拡大する傾向にあり、「教育戦略計画（2011-2015年）」において、既存教育施設の機能不全が教育機会増大の阻害要因として挙げられている。特にニカラグア北部に位置するマドリス県及びヌエバ・セゴビア県においては、既存教育施設の機能不全が顕著であり、初等教育における純就学率がそれぞれ87.9%、88.7%、中等教育における純就学率が35.8%、31.5%と全国平均より低く、教育インフラの整備が求められている。

(2) 当該国における教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ニカラグア教育省は、「教育戦略計画（2011-2015年）」において、教育機会の増大と質の向上等を掲げて各種取り組みを進めている。本事業は、これらの政策に合致するものであり、早期実施の必要性は高い。

(3) 教員セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対ニカラグア国別援助方針では、重点分野「貧困層・地域における社会開発」にかかる支援策の一つとして、学校施設の改善等を通じた教育機会の増大と質の向上への支援が示されており、本事業はこれに合致する。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行が「教育セクター支援プロジェクトフェーズ2」（PASEN II）を通じて、2012年から2016年にかけて初等教育の施設インフラの整備を、EUが「教育セクター支援プロジェクト」（PROSEN）を通じて2012年から2017年にかけて初等・前期中等学校建設等を、それぞれ支援している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

マドリス県4市及びヌエバ・セゴビア県5市において、十分に機能していない教室を整備し、教育施設を改善することで、児童・教員等に対してより効果的な教育・学習環境を提供し、教育機会の増大と質の向上に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

マドリス県4市、ヌエバ・セゴビア県5市

(3) 事業概要

- (ア) 土木工事（103 教室の建替え、45 教室の増築、校長室・教員室及び補助ユニットの整備（37 件）、110 トイレの設置）
- (イ) 機材供与（生徒用机・椅子、教員用机・椅子、教育教材セット等）
- (ウ) コンサルティングサービス（協力準備調査にて確認）

(4) 事業実施体制

事業実施機関：教育省

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

(ア) 環境社会配慮

① カテゴリ分類： C

② カテゴリ分類の根拠： 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(イ) 貧困削減促進等： 貧困削減効果として、教育へのアクセス改善による教育水準の向上が期待される。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携： 実施中の技術協力プロジェクト「初等教育算数指導力向上プロジェクトフェーズ 2（協力期間：2012 年 9 月-2015 年 9 月）」において、教員養成課程への支援を通じた教員の指導力向上が進められており、教育の質の向上の観点から、本案件との相乗効果が期待される。

(7) その他特記事項： 1 年を通じて雨期（5 月～11 月頃）と乾期（12 月～4 月頃）があるので、降雨・乾燥の影響を受ける調査・土木工事実施において計画が遅延しないよう留意する。地震や土砂災害といった自然災害リスクを考慮し、本事業で整備する教育施設が避難所として活用されること等を検討する。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

ニカラグア国「マナグア県基礎教育施設整備計画」の評価等では、学校が新しくなったことにより、維持管理に対する生徒の意識が向上したとの評価が得られている一方、協力準備調査時に推奨していた維持管理のスケジュールについて具体的に理解している学校がなかったため、適切な維持管理が行われなかったとの指摘がなされている。

このため、施設の維持管理・修繕について具体的に維持管理マニュアルに取りまとめ、相手国実施機関・学校で共有し、施設の引き渡し時に、教員、保護者、相手国実施機関関係者に運営維持管理方法につき説明がなされていることを確認すべきとの指摘がなされている。

(2) 本事業への教訓

上記の評価結果を踏まえ、本事業では、施設の維持管理・修繕に係るマニュアルを取りまとめた上で、関係者と共有し、説明を行うことで、適切な維持管理・修繕が行われるように役立てる予定。

以上

〔別添資料〕 地図

